

(R6. 8. 30)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田・花岡
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
梶谷建設 知事-第6592号	梶谷 宗敏	島根県大田市 三瓶町志学2148-2	令和 6年8月31日から 令和 6年9月30日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

梶谷建設は、三瓶町志学（上山地区）において、民間工事にて発生した廃棄物（瓦等）を山中に投棄していたところを現行犯逮捕された。

それにより、令和6年6月12日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとし、懲役及び罰金刑を受けた。

4. 指名停止措置理由等

同社の代表者が懲役及び罰金刑を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内